

I. 事実の概要

- 5 1 X は C 大学を卒業後、甲社に勤務している。
- 2 乙株式会社は、A と B を代表取締役として設立された、フランチャイズによる飲食店「ラーメン W」の加盟店等の募集および経営指導等を目的とする株式会社であって、東京都内を中心に全国規模で幅広くラーメン事業を展開している。
- 3 宗教法人「丙」は、教祖 D を中心に神道と法華経を融合させた独自の思想をその理念に
- 10 掲げており、近年全国各地に急速に支持者を広げていた。
- また D は丙を主宰しているほか、事業面ではいくつかの会社(乙社はこれに含まれない)の設立者ないし創始者となって、これらのグループ企業の会長を自認している。なお、乙社代表取締役 A は D の長男であり、同じく B は、D の娘婿である。
- 4 平成 28 年 5 月、「ラーメン W」の競合他社である「1 番ラーメン」の多摩地区にある無
- 15 人の倉庫が放火されるという事件が起こった。事実の概要は以下の通りである。
- 犯人 Y は平成 28 年 5 月 22 日午前零時ころ、当該倉庫(柱や梁には木材が使用されていたが、壁や床は石膏ボードが用いられていた)を焼損する意図で、その近くに置かれていた廃材等に灯油をかけて点火したところ、その付近の壁を薫焼し、柱等は焼損しなかったものの、壁材に貼られていた塩ビシートや接着剤が廃材等の火焰にあぶられて有毒ガスが発生
- 20 し、人の生命身体に危険が生じた。
- 5 4 の事件に関する事実が報道されると、一部ネットでは「ラーメン W」による陰謀論が唱えられていた。たまたま、通勤の電車の中でそのような旨のネット情報を目にした X は、大学時代のゼミの同期である E が以前「ラーメン W」の立川店舗でフランチャイジーとして経営していたことを思い出し、興味本位でこの噂について尋ねてみた。すると E は「それは分からない。うーん。ただまあ、あそこならそんなことやりかねないよ。なにせあそこはほんとにやばい。カルト集団とずぶずぶだ。A も B も D のいいなり。乙社の売り上げが丙の活動資金になってるって話もある。俺も一度店の売り上げが赤字続きだったから、これが原因なんじゃねえかと思って乙社の本部に丙との関係を聞いたんだよ。そしたら乙社から解除通知書を送りつけられ、丙の教祖である D から抗議の電話までかかってきた。
- 30 もうたまったもんじゃなかった。」といった。
- 6 X はこれを聞いて、このことにつきネットで調べてみると、乙社の加盟店関係者と思われる者たちによる、前述の E の経験と同内容の書き込みが散見された。これを受けて X はこの件に強く問題意識を持つようになり、自身のツイッターに平成 29 年 10 月 10 日頃なら同年 10 月 17 日頃までの間、「乙社は丙の組織でいかれたインチキくそ会社」「貴方が『W』
- 35 で食事をすると、飲食代の 4~5%がカルト集団の収入になります。」といった記載や E から聞いた情報等を掲載し続けた。これに対し X のアカウントには多数の誹謗中傷のメッセー

ジや届き、Xも反論していたが、やがてアカウントを閉鎖した。

7 なお、Xのアカウントには鍵はかかっておらず、誰でも自由にメッセージやツイートを閲覧し、または書き込むことができた。またXのツイッターでの6の表現行為中、乙社と丙が一体性を有すること、そして加盟店から乙社へ、同社から丙へと資金が流れていることについては、真実である証明はなかった。加えて、Xは6の表現行為の中でYの放火の件については触れていない。

[問い]

XとYの罪責を論ぜよ(特別法違反の場合を除く)。

10

参考判例:最決平成22年3月15日刑集64巻2号1頁

II. 問題の所在

1 刑法230条の2における真実であることの証明が無かった際の誤信の相当性判断について、インターネット上で行われたという特性を考慮すべきか。

15

2 不燃性の建造物における「焼損」の意義は何か。

III. 学説の状況

誤信の相当性判断について

A説(積極説)

20

真実性の誤信につき相当な資料や根拠がなくとも、被害者側からの対抗言論が可能であり、インターネットの個人利用者に対して要求される程度の情報収集を行った上で表現行為に及んだのであれば故意は阻却され、名誉毀損罪は成立しないとする説¹。

B説(消極説)

25

インターネット上で行われた名誉毀損であっても、確実な資料、根拠に照らし、相当の理由があると認められる時にものみ免責されるという従来の最高裁の解釈²と同様に考える説³。

「焼損」の意義について

30

A説(独立燃焼説)

火が媒介物を離れて、目的物が独立に燃焼を継続するに至った状態を焼損と解する説⁴。

¹ 東京地判平成20年2月29日判時2009号151頁。

² 最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁。

³ 西田典之『刑法各論[第六版]』(弘文堂,2016年)121頁。

⁴ 山口厚『刑法各論[第2版]』(有斐閣,2016年)384頁。

イ説(効用喪失説)

火力により目的物の重要部分が焼失し、その本来の効用を失った状態を焼損と解する説。

ウ説(新効用喪失説)

- 5 建造物本体が独立に燃焼することがなかったとしても、媒介物の火力によってコンクリート壁が崩落し、あるいは(人が窒息死する程のガスが出て)、媒介物の火力によって建物が効用を失う程に至った場合を焼損とする説⁵。

IV. 判例(裁判例)

- 10 東京地判平成 14 年 6 月 26 日。判時 1810 号 78 頁。

[事案の概要]

- X らは、Y の運営するインターネット上の電子掲示板「2ちゃんねる」上で、X らの名誉を毀損する発言が書き込まれたにもかかわらず、Y がそれらの発言を削除するなどの義務を怠り、X らの名誉が毀損されるのを放置し、これにより X らは精神的損害などを被ったとして、それぞれ Y に対して 250 万円の損害賠償と、名誉権または民法 723 条に基づき掲示板の名誉毀損発言の削除を求めた。

[判旨]

- 本件掲示板は約 330 種類のカテゴリーに分かれ、1 日約 80 万件の書き込みがあり、削除人はそれを業とする者ではないボランティアであることからすると、他人の権利を侵害する発言が書き込まれているかを常時監視し、削除の要否を検討することは事実上不可能である。

以上のような諸事情を考慮すると、Y は、遅くとも本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言がなされたことを知り、又は、知り得た場合には直ちに削除するなどの措置を講ずるべき条上の義務を負っているものというべきである。

- 25 [引用の趣旨]

本判例が、インターネット上の名誉毀損において被害者に対抗言論の可能性があるという点を考慮していないことから、対抗言論の法理を採用しないことを前提としているといえ、B 説を支持するものである点。

30 V. 学説の検討

誤信の相当性判断について

A 説(積極説)について

- まず、個人利用者がインターネット上に掲載したものを閲覧者が必ずしも「信頼性の低い情報」として受け取るとは限らず、相当性判断の際に他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべきではない。また、被害者側に反論可能性があることをもって免責基準を

⁵ 河上和雄『放火罪に関する若干の問題について』(東京法令出版,1977年)43頁。

緩和することは被害者保護に欠けることにもなるため、妥当ではない。

よって検察側はA説を採用しない。

B説(消極説)について

- 5 インターネット上に掲載された情報は不特定多数に閲覧され、その情報が広範囲に広がる可能性があり、名誉毀損の被害が深刻なものになり得る。また、一度流された情報は例え掲載者が削除したとしても、インターネットの流動性を考慮すると永遠に消えない可能性も高い。そのため、他の場合と同様に確実な資料、根拠に照らし、相当の理由があると認められる時に限り名誉毀損罪は成立しないと解すべきであり、より緩やかな要件を用いるべきではない。

10

よって、検察側はB説を採用する。

「焼損」の意義について

A説(独立燃焼説)について

- 15 この説に立つと火が媒介物を離れて、目的物が独立に燃焼を継続するに至った時点で焼損を認めてしまうので、中止犯の成立する範囲が狭くなってしまう⁶。これは放火罪が重量刑を課していることを考えるに不当である。また、目的物が独立に燃焼することを必要とする以上、近年増えている不燃性の建造物に対しては放火罪を検討する余地がなくなってしまう。

20

よって、検察側はA説を採用しない。

I説(効用喪失説)について

- 25 放火罪とは不特定又は多数の人の生命、身体、財産に対し、火力によって危険を惹起する事を内容とする公共危険罪であり、その保護法益は不特定又は多数の人の生命、身体、財産である。しかしながらI説に立つと目的物の重要部分を焼失しない限り焼損が認められないことになるが、重要部分以外を焼失しても放火罪の保護法益を侵害することは可能である。このような点で放火罪の既遂時期を遅くしすぎている。

よって、検察側はI説を採用しない。

- 30 U説(新効用喪失説)について

本説は、目的物自体の燃焼作用を必要とせず、媒介物の火力によって目的物が崩落や有毒ガスを発生させて重要な部分の効用を喪失することと解するものである⁷。

不燃性の建造物に対して火を放った際に生じる有毒ガス等は放火罪の保護法益を侵害する

⁶ 井田良『講義刑法学・各論』(有斐閣,2016年)382頁。

⁷ 秋元洋祐『放火罪における「焼損」と「公共の危険」の意義について(二・完):歴史的な形成過程を中心として』(関西学院大学法政学会,2010年)147頁。

ものの、ア説、イ説においては目的物自体の燃焼が認められないと放火罪の既遂とならなかった。しかし、本説によれば仮に目的物自体が燃焼しなくとも放火罪の既遂を認めることができ、放火罪の公共危険犯という性質を罪責に反映することができ、妥当である。

よって、検察側はウ説を採用する。

5

VI. 本問の検討

第一 Yの罪責について

1 Yの「1番ラーメン」の多摩地区にある無人の倉庫(以下当該倉庫)の近くに置かれていた
10 廃材等に灯油をかけて点火した行為は非現住建造物等放火罪(刑法[以下法令名略]第109条
1項)に当たらないか検討する。

2 本件において放火された場所は倉庫であり、当該倉庫において人が寝食に使用していた、
あるいは放火の当時人がいたという特段の事情がないことから、当該倉庫は非現住建造物
等に当たる。またYが廃材等に火をつけたことで、その火で当該倉庫の壁を薫焼し、有毒
15 ガスも発生させたことからYの行為と結果に因果関係が認められる。さらにYは当該倉庫
に火をつけるという意思の下、当該倉庫の近くにあった廃材等に火をつけたものであるか
ら故意(38条1項本文)も認められる。

3 (1)もっとも本件においては当該倉庫が柱や梁が木材でできていたものの、壁や床は石膏
ボードが使用されていて、廃材等に点火しても付近の壁を薫焼する程度で、柱等の焼損は
20 なかった。そのため、非現住建造物等放火罪の構成要件である「焼損」を満たさないの
でという問題がある。

(2)この点、検察側はウ説を採るため、火が建造物について独立に燃焼せずとも、媒介物の
火力によって壁などが崩壊し、または発生した有毒ガスによって人の生命・身体への危険
が生じ建造物の効用が喪失されれば焼損と解する。

本件において、Yの廃材に点火した行為により、廃材から火焰があがり、その火焰によ
25 て当該倉庫の壁があぶられ、当該倉庫の壁が薫焼されている。さらに壁材に張られた塩ビ
シートや接着材が火焰にあぶられて有毒ガスが発生し、人の生命身体に危険を及ぼした。
これらの事情から、建造物が通常に使用することができない状態になっていて、建造物の
効用が喪失されている。このことから本件は「焼損」に当たるといえる。

4 以上のことからYの当該倉庫の近くにあった廃材等に火をつけた行為は非現住建造物等
30 放火罪に当たる。よってYは非現住建造物等放火罪の罪責を負う。

第二 Xの罪責について

1 Xの、X自身のツイッターに「乙社は丙の組織でいかれたインチキくそ会社」「貴方が『W』
で食事をすると、飲食代の4~5%がカルト集団の収入になります。」といった記載やEから
聞いた情報等を投稿した行為は名誉毀損罪(230条1項)に当たるか検討する。

2 (1)本件においてXはツイッターの鍵がかかっていないアカウントで上記の書き込みを行
35 っており、不特定又は多数人が閲覧でき、知りうる状態にしたことから名誉毀損罪の「公

然」性の要件を満たす。

また X の書き込んだ内容は乙社をインチキ会社、丙をカルト集団呼ばわりするものであった。また乙社と丙につながりがあり、乙社の売り上げが丙の活動資金になっているというものであった。これらの書き込みは閲覧者に乙社や丙の悪印象を与えるものであり、乙社と丙の社会的評価を害する事実の適示を行ったといえ、書き込み主である X は乙社と丙の「名誉を毀損した」といえる。

(2)このことから X の上記行為は名誉毀損罪に当たりそうである。

3 (1)もっともインターネットの特性から真実性の証明の要件が緩和され 230 条の 2 の適用がありうるのではないかという問題がある。

10 (2)これについて検察側は B 説を採るのでインターネット上における言論においても確実な資料、根拠に照らし、相当の理由があるときは、名誉毀損罪は成立しないとする。

本件において X は乙社と丙との一体性や、乙社から丙に資金が流れているという内容について E から聞き、またインターネットの情報から得た知識から書き込みを行っていた。そのため X は確実な資料、根拠に照らしてツイッターに上記内容を書き込んだとはいえ、書き込みについて相当な理由があったとはいえないため、X の上記行為は名誉毀損罪にあたる。

(3)以上から X に 230 条の 2 の適用はない。

4 よって X は名誉毀損罪の罪責を負う。

20 VII. 結論

X は名誉毀損罪(230 条 1 項)、Y は非現住建造物等放火罪(109 条 1 項)の罪責を負う。

以上